

# 交通安全標語コンクール実施要綱

群馬県交通対策協議会

## 第1 事業名

交通安全標語コンクール

## 第2 事業の目的

「交通安全標語」の募集により、広く県民の交通安全意識の高揚を促進し、交通事故の防止を図る。

## 第3 募集時期

令和8年7月1日(水)から同年9月30日(水)までとする。

## 第4 応募区分

応募作品は次の区分に分けて審査を行う。

- 1 小学生の部
- 2 中学・高校生の部(学校教育法に規定する中学校及び高等学校の課程又は中等教育学校の課程を置く学校に在籍する者)
- 3 高齢者の部(令和8年9月30日現在において65歳以上の者)
- 4 一般の部(上記の1から3の部以外の者)

## 第5 募集テーマ

- 1 自転車の交通安全に関するもの
- 2 高齢者の交通安全に関するもの
- 3 こどもの交通安全に関するもの
- 4 飲酒運転の根絶に関するもの
- 5 出会い頭事故や追突事故の防止に関するもの
- 6 夕暮れ時と夜間の事故防止に関するもの
- 7 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に関するもの
- 8 その他交通ルールの遵守や交通マナーの向上に関するもの  
(令和8年度交通安全活動計画重点に基づく)

## 第6 応募資格

県内に在住している者、県内に勤務している者又は県内に就学している者で、募集区分ごとに下記の要件を満たす者

### 1 小学生の部

令和8年9月30日現在、学校教育法に規定する小学校の教育課程を置く学校、又は特別支援学校の小学部の課程を置く学校の当該課程に在籍する者

## 2 中学・高校生の部

令和8年9月30日現在、学校教育法に規定する中学校及び高等学校の課程又は中等教育学校の課程を置く学校、若しくは、特別支援学校の中学部及び高等部のいずれかに該当する課程に在籍する者

## 3 高齢者の部

令和8年9月30日現在、65歳以上の者

## 4 一般の部

上記のいずれにも該当しない者

## 第7 応募方法等

### 1 応募方法

群馬県ホームページ又は本コンクール周知ポスター等に掲載する二次元コードから応募サイトにアクセスし、募集区分、募集テーマ、作品、住所、氏名、生年月日、職業(学校名及び学年)及び電話番号を入力し応募すること。

なお、応募者の住所が県外にある者は、職業欄に勤務先・学校の所在地(市町村名)も併記すること。

学校や団体等でとりまとめて応募する場合、住所と電話番号については学校や団体のもので統一することは差し支えない。ただし、この場合も氏名、生年月日は必ず作者本人のものとする。

学校や団体等でとりまとめて応募するに当たり、個々に応募フォームから入力するほかに、県ホームページに掲載するとりまとめ用の様式に入力した上で、下記の事務局メールアドレスにデータ送信する方法も可能とする。

※ハガキ等書面による応募は実施しない。

### 2 留意事項

(1) 応募は、一人につき5点までとする。(一度の応募フォームで応募可能な上限までとする)

(2) 作品は自作及び未発表のもので、他のコンテストに応募されていないものに限る。

(3) 応募作品の著作権は、群馬県交通対策協議会に帰属する。

(4) 応募作品は返却しない。

(5) 次の場合には審査対象から除外する。

ア 応募作品が、過去に発表された作品と同一又は酷似するとき。

この場合において、故意または偶発の別は問わず、酷似の判断は群馬県交通対策協議会が社会通念に照らし合わせて判断する。

イ 一人の者から5点を超える応募があったとき。

なお、この場合、全ての応募作品を無効扱いとする。

ウ 法人名や団体名、複数人の連名で応募したとき。

エ 住所、氏名等応募時における必要事項に不足があったとき。

オ 書面による応募であったとき。

カ 明らかに趣旨に沿っていない、個人、団体及び特定の商品名等が用いられている

等により群馬県交通対策協議会が不適切と認めたとき。

- (6) 上記(5)に該当しない、本コンクールにおいて有効な作品の中で酷似すると認められる作品があった場合については、早期に応募されていたものを採用する。
- (7) とりまとめにより事務局宛てにメール送信する場合、期日を過ぎて送信されたものについては無効とする。

## 第8 事務局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県県土整備部道路管理課内 群馬県交通対策協議会事務局  
電話 027-226-2388  
メール kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp

## 第9 選考

群馬県交通対策協議会構成員の代表による公正な審査により、入賞作品を選考する。

## 第10 表彰等

優秀な作品については、下記のとおり募集区分ごとに表彰することとし、作者に群馬県交通対策協議会長名による賞状と副賞を贈呈する。(副賞については図書カード及び商品券等とする。)

### 1 小学生の部

- (1) 最優秀作 1点(1万円相当の副賞)
- (2) 優秀作 5点(3千円相当の副賞)
- (3) 佳作 40点(1千円相当の副賞)

### 2 中学・高校生の部

- (1) 最優秀作 1点(2万円相当の副賞)
- (2) 優秀作 5点(5千円相当の副賞)
- (3) 佳作 40点(3千円相当の副賞)

### 3 高齢者の部

- (1) 最優秀作 1点(2万円相当の副賞)
- (2) 優秀作 5点(5千円相当の副賞)
- (3) 佳作 20点(3千円相当の副賞)

### 4 一般の部

- (1) 最優秀作 1点(2万円相当の副賞)
- (2) 優秀作 5点(5千円相当の副賞)
- (3) 佳作 30点(3千円相当の副賞)

### 5 学校表彰

小学生の部、中学・高校生の部において、応募作品数上位3校(中学校、高等学校を分けたそれぞれ3校、全9校)に群馬県交通対策協議会長名による賞状を贈呈する。

※中等教育学校等は該当学年で分けて、それぞれ集計することとする。

## 第 11 作品の掲載及び使用

- 1 入賞作品は、群馬県ホームページに掲載する
- 2 入賞作品は、令和9年度以降の交通安全運動のスローガン等に使用する